

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2021年7月2日

No.1

保全体制の一部修正について 提案を受ける

会社は2015年(平成27年)に「機動的設備保守を図る体制」を実施しましたが、コンプライアンスが重要視されるようになったことや、異常発見からの対応を迅速に行いたいという現業機関の声があること、老朽設備取替やグラウンドデザイン、不要設備撤去など工事業務の増加を鑑み、機動的設備保守を図る保全体制の一部修正を行なうことを提案しました。提案内容は以下の通りです。

1. 修正の内容

(1) 保全技術センター及びメンテナンスステーションの業務の一部見直し

保全技術センター及びメンテナンスステーションにおいて、工事業務は軌道検査外注、電気設備検修工事及び災害復旧時等緊急工事のみとしていたが、1000万円未満の修繕工事についても行なえることとする。

(2) メンテナンスステーション長への契約責任者指定

メンテナンスステーション長を保全技術センター所長の代理人である契約責任者として指定し、1000万円未満(検修工事は3000万円未満)の修繕工事を契約できる体制とする。

(3) 直轄作業の範囲

直轄作業の範囲について、要修繕の判断をしてから施工が必要な時期までの期間が短い修繕は、直轄・外注エリア区分にかかわらず、要員上可能な範囲で直轄作業により対応できることとし、あわせてメンテナンスステーションの基準人員を見直す。

2. 要員関係

上記に伴い別紙2の通り要員体制を見直す。(+14名)

3. 規程改正

関係する規程(印章及び契約取扱細則(規程))の一部改正を行なう。

4. 実施時期

2021年8月1日

提案を行なうにあたり会社は、「2018年から体制の一部修正を考えていた案件であるが、蘇我駅での脱線事故などが発生し議論が滞っていた。保全職場は将来にわたって直営で残していきたい。そのためにも貴組合の協力をお願いする。」と述べました。保全職場は業務過多や要員不足による超過勤務が常態化しており、要員体制が見直される案件であるため、中央本部は判断し提案を受けました。今後、申し入れに基づく団体交渉を行なっていきます。

以上